

## あるべき税制研究会（２２回）議事録

平成２０年９月９日、経団連会館にて、第２２回の「あるべき税制委員会」が開催されました。今回は、「道州制と税財政 - 受益と負担の連動強化 - 」と題して、関西学院大学経済学部の林 宜嗣教授から話を聞き、討論に入りました。

### 林教授の話

- ・道州制の議論は、地方制度調査会、ビジョン懇、地方分権会議の３つで扱われようとしている。経済・産業に焦点を当てた話が先行するだろう。
- ・道州制のメリットは、１、地方分権の推進・地方自治の充実強化、２、自立的で活力ある圏域の実現、３、国・地方を通じた効率的な行政システムの構築 である。縦割りの行政組織・重複行政を改めることにより、農業活性化策など、社会資本の生産性を高めるような投資が可能になる。
- ・中央でいろいろ議論するより、地方から具体的なアイデアを語り具体策を提言することが重要。関西は広域連合方式で、九州は道州制で進んでいるがそれぞれ抱えている課題・状況が異なる。
- ・地制調は、西尾私案として、町村の義務付けを軽くするような案を出したが、そうすると交付税措置ができず財源不足に陥るとの反論が上がった。
- ・基礎自治体を強化することが重要。世界を見ても、小国の一人当たり GDP は高い。これをにらんでの道州制ということもある。
- ・国の法律を条例で上書きできるようにすることを検討すべき。せめて政省令は用例で書き換えられるようにすべきではないか。
- ・受益と負担の一致：モラル・ハザードの抑制。直轄事業負担金は、国が意思決定する国の事業にもかかわらず、一部地方も負担するものだが、これに対する地方の反発が大きくなってきた。（表中、国への支出）
- ・地域経済力や行財政規模が小さいために、財政移転に頼らざるを得ない状況もある。都道府県別に見た財政による受益と負担の状況（２００５年度）では、東京都は意外にバランスがとれている。神奈川が負担超過。もっとも、人口移動をどう勘案するかという問題がある。
- ・国と地方の税源配分と機能配分はセットで考えるべき。今や、事務配分から機能分担へという局面だ。国はグローバル社会への対応、州は広域地方計画、地域経済の再生、市町村は生活関連行政という仕分けではないか。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。